

123

平成十四年七月五日提出
質問第一二二三号

残留農薬に関する質問主意書

提出者
原
陽
子

残留農薬に関する質問主意書

平成十四年四月に厚生労働省が公表した「食品中の残留農薬検査の結果」によれば、残留農薬の基準が設定されていない農産物は、国産品で二七九件、輸入品で二二三件あったとされている。

1 残留農薬に関する消費者のためのリスクコミュニケーションは重要だと考えるか。

2 国産品二七九件で検出された農薬の名称と製造業者の名称を明らかにされたい。

3 輸入品二二三件で検出された農薬の名称と輸入業者の名称を明らかにされたい。

4 2、3の農産物で流通させたものがあれば、それらは、どのように安全性を担保させたか、それぞれについて示されたい。

5 残留基準が定められていない農薬については、人体への影響が生じるリスクを回避するため、製造、販売、輸入、使用を止めるべきだと考えるが、いかがか。

6 2、3の農薬のうち、EUで使用禁止となっている農薬はあるか。あればその名称を明らかにされた
い。

右質問する。